

令和6年5月29日

お客さま各位

破産管財人等特殊口座開設手数料新設のお知らせ

平素より佐賀東信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、下記のとおり、手数料を新設させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料の名称

破産管財人等特殊口座開設手数料

2. 新設日

令和6年6月3日（月）

3. 対象口座

- (1) 破産管財人
- (2) 相続財産管理人
- (3) 相続財産清算人
- (4) 不在者財産管理人
- (5) 遺言執行者
- (6) 遺産整理受任者

※既存口座から対象口座へ名義変更する場合も対象となります。

※対象口座につきましては、お手続き完了後は解約していただきます。

名義変更を行ってのご利用はできません。

4. 手数料金額

口座開設1口座あたり11,000円（税込）

以上



佐賀東信用組合